

静岡文化芸術大学学生委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学教育研究審議会規程第12条第1項の規定に基づき静岡文化芸術大学学生委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、組織その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学科ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから1名
- (3) 各研究科ごとに、教授又は准教授のうちから1名
- (4) 事務局次長
- (5) 教務・学生室長

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の身分取扱に関する事項
- (2) 学生の文化、体育等課外活動に関する事項
- (3) 学生の厚生補導に関する事項
- (4) 学生の保健厚生に関する事項
- (5) 「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」以外の奨学金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(委員の任期)

第4条 第2条第2号の委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に厚生補導部会を設けることができる。

2 委員長は、必要に応じ、部会を招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教務・学生室において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年7月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。